ビジネスホン保守サービス利用約款

実施：令和 2 年 5 月 31 日(最終改定 令和 5 年 9 月 25 日)

目次

第 1 章　総則 2
第 1 条（本約款の目的） 2
第 2 条（本約款の変更） 2
第 2 章　契約 2
第 3 条（契約の申込） 2
第 4 条（契約の単位） 2
第 5 条（契約申込の承諾） 2
第 6 条（契約期間） 2
第 7 条（申込内容の変更） 2
第 8 条（契約者の氏名等の変更の届出） 3
第 9 条（契約者による解約） 3
第 10 条（当社による解約） 3
第 11 条（本サービス提供の終了） 3
第 12 条（権利の譲渡） 3
第 13 条（契約者の地位の承継） 3
第 3 章　本サービスの提供 4
第 14 条（本サービスの提供範囲） 4
第 15 条（対象機器） 4
第 16 条（提供区域） 4
第 4 章　提供停止等 4
第 17 条（サービスの運用停止） 4
第 18 条（サービスの提供停止） 5
第 5 章　料金 5
第 19 条（料金） 5
第 20 条（利用料金の支払義務） 5
第 21 条（料金計算方法等） 5
第 22 条（料金等の支払） 5
第 23 条（遅延損害金） 5
第 24 条（消費税相当額の加算） 5
第 25 条（端数処理） 6
第 26 条（料金の一括払） 6
第 6 章　契約者への注意 6
第 27 条（営業活動の禁止） 6
第 28 条（反社会的勢力の排除） 6
第 7 章　個人情報の取扱 6
第 29 条（個人情報の取扱） 6
第 8 章　雑則 7
第 30 条（契約者の当社に対する協力事項） 7
第 31 条（除外事項） 7
第 32 条（損害賠償） 7
第 33 条（法令に規定する事項） 7
第 34 条（分離性） 7
第 35 条（協議） 7
第 36 条（紛争の解決） 8
第 37 条（準拠法） 8

第１章　総則

第 1 条（本約款の目的）

株式会社№.1（以下「当社」といいます。）は、このビジネスホン保守サービス利用約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これによりビジネスホン保守サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。本約款は、当社が定める方法により本約款を内容とする契約（以下「本契約」といいます。）に共通して適用されるものとします。

第 2 条（本約款の変更）

当社は、本契約を締結している者（以下「契約者」といいます。）に通知、または当社ホームページ等を通じ公に開示することにより、本約款を変更することがあります。その場合、料金その他の本サービス提供条件は、変更後の約款によるものとし、変更後の約款の効力は、契約者への通知または公への開示の翌営業日より発生するものとします。

第２章　契約

第 3 条（契約の申込）

1　本サービスを申込むときは、本約款の内容を承諾した上で、当社指定の申込書に必要事項を記載し、当社所定の方法により当社に申し込むものとします。

2　前項に際して、申込者確認のための資料を当社に提出して頂くことがあります。

第 4 条（契約の単位）

当社は、1 の主装置につき、1 の本契約を締結します。

第 5 条（契約申込の承諾）

1　当社は、本サービスの申込みがあった場合には、当社所定の審査を行い、承諾することにより、契約が成立することとします。本サービスの申込書（以下「申込書」といいます。）に定める対象機器が設置された日付（以下「契約日」といいます。）から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができるものとします。

2　当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。

(1) 申込みの際に虚偽の事項を申告し、又は記入漏れがある場合並びにその恐れがある場合。

(2) 本サービスの申込者が当社の提供するサービスの料金又は手続きに関する費用等の支払いを怠り、又は怠る恐れがある場合。

(3) 本サービスの申込者が第 18 条（サービスの提供停止）各号のいずれかに該当するとき、又は該当する恐れのある場合。

(4) 本サービスの申込者が過去において第 18 条（サービスの提供停止）各号のいずれかに該当した場合。

(5) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(6) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。

3　当社が、前２項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第 6 条（契約期間）

1　本サービスの有効期間は契約日から起算して７年間とします。

2　契約完了の日までに、保守対象物件の契約（リース契約態様のものも含む。）の終了がない場合かつ補修用性能部品（商品の性能を維持するために必要な部品）の在庫が担保できる場合、本契約は期間満了の日の翌日から更に１年間これを延長するものとし、その後もまた同様とします。

第 7 条（申込内容の変更）

1　契約者は、第 3 条（契約の申込）第 1 項に定める事項に変更があったときは、そのことを速やかに当

社に届け出ていただきます。

2　前項に定める変更があったにもかかわらず当社に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。

3　当社は、第 1 項の届出があったときは、第 5 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。その際、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4　契約者が第 1 項に定める変更届を怠り不利益を被ったとしても、当社は一切の資任を負わないものとします。

第 8 条（契約者の氏名等の変更の届出）

1　契約者は、その氏名、名称、住所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。

2　前項の届出があったときは、第 5 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 9 条（契約者による解約）

1　契約者は、本契約を中途解約することはできません。契約者は本契約を中途解約しようとするときは、そのことを当社へ所定の方法により申し出て頂き、当社の合意の上で別途解約の覚書を締結する必要があります。

2　当社は、契約完了の日を本サービスの解約日とします。

第 10 条（当社による解約）

当社は、契約者に次に定める事由のいずれかが発生したときには、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解約できるものとします。

1　支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

2　差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

3　第 18 条（サービスの提供停止）第 1 項に基づき当社がサービスの提供の全部又は一部を停止した場合において、停止の日から14日以内に停止の原因となった事由が解消されない場合

4　第 18 条（サービスの提供停止）第 1 項各号のいずれかの事由により、本サービスの提供に著しく支障を及ぼす恐れがあると認められる場合

第 11 条（本サービス提供の終了）

1　当社は、本サービスの対象機器の製造から一定期間を経過し、補修用性能部品（商品の性能を維持するために必要な部品）の在庫切れ等が発生した場合に、当該対象機器に対する本サービスの提供を終了することがあります。

2　当社は、本サービスの有効期間であっても本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。

3　前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了する場合は、当社のホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 12 条（権利の譲渡）

1　本契約に基づき本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、本契約で別に定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、その他担保に供すること等をしてはならないものとします。

2　本サービスに係わる対象機器に関する権利の譲渡があった場合でも、契約者からの申し出がない限り、本契約は継続します。

第 13 条（契約者の地位の承継）

1　相続又は法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、これを証明する書類を添えて当社に届け出て頂きます。

2　前項の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。
3　当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。
4　本条第 1 項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

第 3 章　本サービスの提供

第 14 条（本サービスの提供範囲）

当社は、契約者から要請があったときは、以下に定めるところにより、本サービスを提供します。

1　対象機器に次の各号に定める故障・損傷が発生した旨の契約者からのサポートサービスの提供の要請を受けたときは、当該故障の修理を行います。
　(1) 契約者の正常な使用状態（取扱説明書、本体貼付ラベルなどの注意書きに従った使用状態）での故障・損傷。
　(2) 各種部品の劣化による故障・損傷。
　(3) 鳥獣害及び虫の混入による故障・損傷。
　(4) お買上屋内配線の損傷。
　(5) 最低限の通信を確保する為の代替器の設置費用。
　(6) お買上消耗品が損傷し取り替えを要する場合のお買上消耗品の部品費用及び交換作業費用。
　※お買上消耗品とは、当該商品が契約者でも購入可能で、且つ契約者にて取替えが可能なもの（取扱説明書に購入方法や、取替え方法が明記されているもの。）
　(7) その他、設定変更については、当社で認めた範囲に限るものとします。
2　次の各号に定める事項は、本契約の保守範囲に含まれないものとします。
　(1) お買い上げ後の輸送、移動時の落下、衝撃等、お取扱いが不適当なために生じた故障・損傷。
　(2) 不当な修理や改造による故障・損傷。
　(3) 事故、地震、洪水、火災、放射線またはその他の天災地変など、不可抗力に起因する故障・損傷。
　(4) 契約者が第 7 条（契約内容の変更）の届出を行わなかったとき。
　(5) 上記に該当しない、その他当社の責に帰する事のできない事由。

第 15 条（対象機器）

当社又は販売代理店が販売した端末設備のうち、申込書に定めるもの。

第 16 条（提供区域）

本サービスの提供区域は日本国内とします。但し、離島は除く。また訪問でのサポートは当社指定の区域にて提供するものとします。指定区域外は別途料金の支払いを要します。

第 4 章　提供停止等

第 17 条（サービスの運用停止）

1　当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの運営を中止または中断できるものとします。
　(1) 本サービスのシステムの保守または工事を定期的もしくは緊急に行う場合、または当社のシステムの障害等やむを得ないとき。
　(2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
　(3) その他、当社が、本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合。当社は、前項の規定により、本サービスの運営を中止または中断するときは、あらかじめその旨を事前に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
2　当社は、本条に基づく本サービスの中止または中断により、契約者または第三者が被ったいかなる損

害についても責任を負わないものとします。

第 18 条（サービスの提供停止）

1　当社は、契約者が以下の事項に該当する場合、本サービスの提供を中止または中断できるものとします。

(1) 本約款に違反をした場合。
(2) サービスの運営を妨害又は当社の名誉もしくは信用を著しく毀損した場合。
(3) 当社に損害を与えた、あるいは第三者の利用者に対して支障を与えた場合。
(4) 本約款に基づく債務を履行しなかった場合。
(5) 当社が提供する本契約以外の支払いを遅延した場合。
(6) 当社あるいは第三者の著作権、商標その他の知的財産権を侵害した場合。
(7) その他契約者として不適当と当社が判断する場合。

2　当社は、本条に基づく本サービスの中止または中断により、契約者または第三者が被ったいかなる損害についても責任を負わないものとします。

第 5 章　料金

第 19 条（料金）

当社が提供する本サービスの料金は、申込書に定めるところによります。

第 20 条（利用料金の支払義務）

1　契約者は、本契約に基づいて、当社が本サービスの契約日から起算して、契約完了の日のまでの期間について、申込書及び第 21 条（料金計算方法等）に基づき月額料金の支払いを要します。

2　第 18 条（サービスの提供停止）第 1 項に基づき本サービスの提供が停止された場合においても、本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

第 21 条（料金計算方法等）

1　当社は、契約者が本契約に基づき支払う申込書に定める料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2　当社は、次の場合が生じたといえども、月額料金の日割による精算はしません。

(1) 料金月の初日以外の日に本サービスの提供の開始があったとき。
(2) 料金月の初日以外の日に契約の内容変更、解約等があったとき。
(3) 料金月の初日に本サービスの提供を開始し、当該日に本契約の解約等があったとき。

3　当社は、契約日が属する月の翌月1日より月額料金を契約者に対し請求するものとします。

4　当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第 1 項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

5　当社は、受領した請求金額について一切返金しないものとします。

第 22 条（料金等の支払）

1　契約者は、料金について、当社が定める期日までに、金融機関等において支払って頂きます。

2　契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払って頂きます。

第 23 条（遅延損害金）

契約者が、料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払いがない場合、当社は、契約者に対し、支払期日の翌日から完済の日まで、年率14.6%の割合による遅延損害金を、利用料金等および消費税等に加えて契約者に請求いたします。

第 24 条（消費税相当額の加算）

1　第 20 条（利用料金の支払義務）の規定その他本約款の規定により申込書に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

2　本条において、申込書に定める額とされているものは、税抜価格（消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。）によるものとします。

3　申込書において税込価格（税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）と表示されていない額は、税抜価格とします。
4　本約款の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

第 25 条（端数処理）
当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 26 条（料金の一括払）
当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第 6 章　契約者への注意

第 27 条（営業活動の禁止）
契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。

第 28 条（反社会的勢力の排除）
1　当社は、契約者又は契約者の下請者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負が複数にわたるときはその全てを含む）が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずに、本契約を解除することができるものとします。
⑴ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められた場合。
⑵ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合。
⑶ 反社会的勢力を利用していると認められた場合。
⑷ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められた場合。
⑸ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している場合。
⑹ 自らまたは第三者を利用して、当社または当社の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いた場合。
2　当社は、前項の規定により個別契約を解除した場合には、契約者に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により当社に損害が生じたときは、利用者はその損害を賠償するものとします。

第 7 章　個人情報の取扱

第 29 条（個人情報の取扱）
1　契約者は、当社が、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、会社名、部署、担当者名、電話番号、メールアドレス（以下「個人情報」といいます。）を知り得てしまう場合があることについて、同意して頂きます。
2　当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報に規定する個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお，本約款と当該プライバシーポリシーに相違がある場合、本約款の定めが優先して適用されるものとします。
3　当社は，次の目的の達成に必要となる範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後も，問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。
⑴　本サービスの提供。
⑵　当社が提供する役務または販売する商品等の紹介，提案及びコンサルティング。
⑶　当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務または商品等の紹介、提案及びコンサルティング。

(4) アンケート調査その他の調査に必要な物または謝礼の送付。
(5) 役務・商品等にかかる品質等の改善，新たな役務・商品等の開発。
(6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内。
(7) インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内。

4 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

5 当社は、個人情報保護法第２３条第４項第１号の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。また、個人情報保護法、電気通信事業法その他の法令に従い、第三者に提供することがあります。

6 当社は、本サービスを提供するにあたり、契約者からのサポート要請に対応するために当社が別に定める提携企業による故障切り分け、修理等の対応が有効であると判断し、契約者の了承を得た場合には、個人情報保護法第２３条第４項第１号の規定に基づき、サポート対象、契約者等に関する情報を当社が別に定める提携企業に対して提供することがあります。

第 8 章　雑則

第 30 条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行って頂きます。

1 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（対象機器のご利用環境等を含みます。）の提供。

2 サービス対象機器等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。

3 その他、本サービスの提供又は設定作業等に際し当社が必要と認める事項の実施。

第 31 条（除外事項）

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

1 契約者が、前条（契約者の当社に対する協力事項）のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。

2 その他、契約者の責によりサービスの提供が困難となる場合。

第 32 条（損害賠償）

1 当社が本サービスの提供に関連し、又は本約款の定めに従って行った行為の結果、契約者、又は第三者が被った損害については、本約款に別に定める場合を除き、原因の如何を問わず、当社及び販売代理店は、瑕疵担保責任（契約不適合責任）を含む一切の責任を負わないものとします。但し、当社に故意又は重過失がある場合には、本サービスにおける月額料金の１ヶ月分の範囲内において、損害賠償責任を負う。

2 当社は、本規定に特別の規定がある場合を除き、いかなる場合にも、自己の責に帰すことのできない事由から生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、間接的損害、派生的損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

第 33 条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 34 条（分離性）

本約款のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本約款の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとします。

第 35 条（協議）

本契約に定めない事項については、当社と利用者との協議によって定めるものとします。

第 36 条（紛争の解決）

1　本約款の条項又は本約款に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。

2　本約款に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 37 条（準拠法）

本約款の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。